

# 一般社団法人日本応用地質学会 災害緊急対応規程

平成26年 9月 4日 制定  
平成30年 5月 15日 改定

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の災害発生時等における緊急対応について定めるものである。

### (災害緊急対応の目的)

第2条 災害緊急対応は、「社会への直接的な貢献」の一環として、国内外で発生した災害について学術・技術を駆使して被災状況を調査・分析することで被災地の復興及び今後の防災計画の立案に寄与し、将来の類似災害発生時に被害を軽減するための方策を社会に発信すること等を目的とする。

### (定義)

第3条 災害緊急対応とは、この法人が単独もしくは他の学協会と合同もしくは要請を受けて災害調査団を設置し、報告書等を取りまとめることをいう。

②災害調査団とは、この法人が設置するもの及び他の学協会と合同で設置する調査団をいう。

③災害とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びそれに伴って、地形地質上の素因により生ずる被害
- (2) その他の異常な自然現象や人為的な作用に起因して生じる地盤・地下水環境に関連する被害

### (本規程の適用範囲)

第4条 本規程は、この法人が実施する災害緊急対応に適用する。

② 本規程は、会員個人の自主的な災害調査等には原則として適用しない。

## 第2章 災害対応本部

### (災害対応本部の設置)

第5条 会長は、学会本部又は当該被災地域の支部が報告する災害について、災害対応本部の設置を決定する。

②会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した順序によって、副会長がこれに当たる。

### (災害対応本部の構成)

第6条 災害対応本部は、会長、副会長、常務理事、災害地質研究会会長、事務局長、当該被災地域の支部長、支部理事及び支部幹事で構成し、必要により会長の選任により人員を追加することができる。

②災害対応本部長は会長がその任を負う。

### (災害対応本部の職務)

第7条 災害対応本部の職務は、次のとおりとする。

- (1) 災害調査団の設置と解散に関すること
- (2) 災害調査団長と災害調査団員の選任に関すること
- (3) 災害調査団の報告と公表に関すること
- (4) 災害調査団との連絡調整に関すること
- (5) 災害調査団の予算措置に関すること
- (6) 災害調査団に関する事項の理事会への報告・承認

## 第3章 災害調査団

### (災害調査団の設置)

第8条 災害対応本部長は、災害対応本部における協議結果に基づき災害調査団を設置し、理事会の承認を得るものとする。

### (災害調査団の構成)

第9条 災害調査団は、災害調査団長及び災害調査団員から構成する。

### (災害調査団長)

第10条 災害対応本部長は災害対応本部において協議し災害調査団長を選任し、会長は災害調査団長の委嘱を行う。

### (災害調査団員)

第11条 災害調査団長は災害調査団員を選任し、会長は災害調査団員の委嘱を行う。

### (設置期間)

第12条 災害対応本部長は、災害調査団長と協議し災害調査団の設置期間を決定する。

### (報告と広報)

第13条 災害対応本部は、災害調査団の概要と進捗状況を理事会に報告する。

②災害対応本部は、災害調査団が作成する調査報告書等を公表する。

③災害対応本部と災害調査団は、協力して報道機関等への対応を図る。

(調査計画書)

第14条 災害調査団は、事前に調査計画書を災害対応本部に提出し了承を得る。やむを得ない場合は事後報告も可とする。

②事故等発生時の連絡は、原則として現地の災害調査団員から災害調査団長を経て災害対応本部長に至るものとし、連絡体制を計画書に示す。

③調査計画書の変更が生じた場合は、速やかに変更調査計画書を災害対応本部に提出し、了承を得ることとする。

(現地調査の期間)

第15条 災害調査団の現地調査期間は、災害対応本部長と災害調査団長で協議し決定する。

(報告書等の作成)

第16条 災害調査団長は、その団員の持てる学術・技術を駆使して被災状況を調査・分析し、災害対応本部に対して災害調査団の所見を取りまとめた報告を行う。

②災害対応本部長は、災害の規模・状況を勘案して、必要により別途の総括的な報告書を作成し、公表することができる。

(災害調査団に対する支援)

第17条 災害調査団長は、事前に災害対応本部の支援の内容と必要経費について災害対応本部長と調整することとする。

②災害対応本部が行う支援は、下記を基本とする。

- (1) 災害対応本部での連絡調整
- (2) ヘルメット、腕章の貸与
- (3) 保険加入費の負担
- (4) 災害調査団報告書作成費等の負担
- (5) 災害調査団報告会開催費等の負担

(解散)

第18条 災害対応本部長は、報告書等の受理もしくは公表及び費用の精算を完了した時点で災害調査団及び災害対応本部を解散する。

②災害対応本部長は理事会へ解散を報告し、承認を得るものとする。

(その他)

第19条 災害調査団員は、災害調査団活動に対してCPD単位を申請することができる。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(平成30年5月15日)をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。